



第8期「浜松市地球温暖化防止活動推進員」委嘱式の開催について

浜松市では、カーボンニュートラル実現のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、浜松市地球温暖化防止活動推進員（以下、市推進員）を委嘱しています。

このたび、現在の市推進員の任期が本年5月31日に満了することに伴い、次期市推進員を委嘱するため、下記のとおり委嘱式を開催します。

記

- 日時 令和7年6月2日（月） 午後2時～2時30分
※委嘱式終了後、推進員向け研修会を行います。（90分程度）
講師：浜松市地球温暖化防止活動推進センター長 増田泰行
- 会場 浜松市役所北館1階102会議室（中央区元城町103-2）
- 委嘱書授与者 浜松市カーボンニュートラル推進担当部長 鈴木久仁厚

4. 市推進員の概要

- 委嘱人数 17人（うち継続15人、新規2人）
- 任期 令和7年6月1日から令和9年5月31日まで（2年間）
- 活動内容
 - ・エコライフの普及（省エネ・デコ活などの紹介）
 - ・地域の気候変動対策活動への協力
 - ・イベントや講習会での啓発活動
 - ・小中学校などへの出前講座
 - ・「浜松市地球温暖化防止活動推進センター」が行う事業への連携・協力 など
- 市推進員の選任方法

地球温暖化対策に関する熱意や識見があり、併せて、環境カウンセラー、エネルギー管理士、消費生活アドバイザー、うちエコ診断士、建築士など、より専門性を活かせる資格を有する者を中心に選任をしています。

《参考》地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地球温暖化防止活動推進員）

第37条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

